

# イギリスにおける「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」の意義と課題

木 村 仁

## 目 次

I. はじめに

II. 拘束許容期間

III. クラス贈与

IV. 指名権

V. 永久蓄積禁止則

VI. むすびにかえて

資料1 「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」主要条文仮訳

資料2 Perpetuities and Accumulations Act 2009

## I. は じ め に

イギリス法においては、権利の確定的な帰属が期限の到来または条件の成就によるものを、将来権 (future interest) と呼ぶ。しかし、無制限の将来権の設定が可能であるとすると、財産の所有者が、自らの死後も長期にわたって財産に関する権利の帰趨を支配できることとなる。これに対して期間制限を設けるのが永久拘束禁止則 (the rule against perpetuities) である。コモン・ローにおける近代的永久拘束禁止則は、1682年の The Duke of Norfolk's Case 事件<sup>(1)</sup>にその起源を遡ることができ、永久拘束禁止則にお

---

(1) 3 Ch. Cas. 1; 22 E.R. 931. ノッティンガム (Nottingham) 大法官は、  
法と政治 62 卷1号II (2011年4月) 99(842)

ける拘束許容期間 (perpetuity period) は、1833年の *Cadell v. Palmer* 事  
件<sup>(2)</sup>における貴族院判決で確立する。その内容は、いかなる将来権も、権利  
設定時に生存している者の生存期間および21年以内に、その帰属が確定  
しない可能性があるとき、権利設定当初より無効とするものである<sup>(3)</sup>。権利  
の帰属が確定するとは、現実に利益を享受すること (vested in possession)  
ではなく、それが将来確実になること (vested in interest) を指す。具体  
的には、①権利を受ける受益者が確定し、②受益者の利益の範囲が確定し、  
③権利帰属の条件が成就することである<sup>(4)</sup>。永久拘束禁止則は、一定の期間  
内に権利が未確定のままであることを禁ずる法則であり、いったん確定さ  
れた権利の存続期間を規律するものではない<sup>(5)</sup>。

コモン・ローにおける永久拘束禁止則では、将来権設定時の生存者の死  
後21年以内に権利の帰属が確定されない可能性が少しでもあれば、権利  
設定自体が無効と解された。永久拘束禁止則は最も難解で複雑なルールの  
一つであるといわれるが、1925年財産法 (Law of Property Act 1925) に  
より若干の修正を施され、1964年永久拘束及び永久蓄積に関する法律  
(Perpetuities and Accumulations Act 1964, 以下、「1964年法」という) に  
おいて、80年の拘束許容期間と待機静観法理 (wait and see rule) が導入

---

不確実な事柄にもとづいて生じる将来不動産権は、短期間で不確実さが消滅する場合には有効であると判示した。本件の詳細と近代的永久拘束禁止則が確立した背景については、井上彰「近代的永久拘束禁止の原則の誕生とユース法」法学新報113巻11・12号2頁以下参照 (2007年)。

(2) 1 Cl. & F. 372, 9 E. R. 936. 本件では、将来不動産権の帰属が確定しなければならぬ期間は、人の生存期間に21年を加えた期間であるとされた。

(3) MEGARRY & WADE, *THE LAW OF REAL PROPERTY* 318 (7th ed. 2008); UNDERHILL & HAYTON, *LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES* 264 (18th ed. 2010).

(4) AJ OAKLEY, PARKER & MELLOWS: *THE MODERN LAW OF TRUSTS* 257 (9th rev. ed. 2006).

(5) MORRIS & LEACH, *RULE AGAINST PERPETUITIES* 2 (2nd ed. 1962).

されたことにより、コモン・ローの永久拘束禁止則に対して大きな変更が<sup>(6)</sup>加えられた。しかしながら、1964年法のもとでも永久拘束禁止則には複雑さ、不明確さが残っていた。

また、永久拘束禁止則とは別に、信託財産によって生み出される収益を、一定期間以上蓄積させることを禁止する永久蓄積禁止則 (the rule against excessive accumulations) が存在していたが、この法則についても適用範囲が不明確であり、適用除外規定が合理性を欠いているとの批判があった。信託財産を管理する受託者にとっては、永久拘束禁止則と永久蓄積禁止則の起算点、適用範囲などをより簡明化することが望ましいと考えられた。

そこで、1998年に公表された法律委員会 (Law Commission) の報告書では、永久拘束禁止則のさらなる改正と永久蓄積禁止則の廃止が提案され<sup>(7)</sup>た。この報告書にもとづき、「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」(Perpetuities and Accumulations Act 2009, 以下、「2009年法」という)が成立し、2010年4月6日に施行を迎えている。

2009年法における主な改正点は、①永久拘束禁止則の適用範囲が私益信託に限定され、将来地役権 (future easements), 買主のオプション権 (options to purchase), そして先買権 (rights of pre-emption)<sup>(8)</sup>などに対して永久拘束禁止則の適用が除外されたこと、②拘束許容期間について、権利設定時の生存者を基準とすることが一切認められなくなり、拘束許容期間が125年に統一されたこと、③永久蓄積禁止則を廃止し、収益蓄積の許

---

(6) 1964年法による主な改正内容については、望月礼二郎「Perpetuities and Accumulations Act 1964」比較法研究27号119頁以下参照(1966年)。

(7) Law Commission Report on the Rules Against Perpetuities and Excessive Accumulations, Law Com. No. 251 (1998)。

(8) 先買権とは、先買権付与者 (grantor) が所有する土地を売却することを選択した場合には、先買権者 (grantee) が、他人に先んじて、当該土地を購入することができる権利をいう。

容期間は永久拘束禁止則にもとづいて定められた信託の存続期間に統合すること、である。

本稿の第一の目的は、「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」の意義と課題を明らかにすることである。特に、永久拘束禁止則における拘束許容期間が特定の期間に限定され、永久蓄積禁止則が廃止されたことの意味は大きい。拘束許容期間、永久蓄積禁止則が改正された経緯、実務上の影響を検討し、残された課題を探りたい。なお、上記の主要改正点のうち①については、紙幅の都合上本稿では検討対象としない。

第二に、2009年法で改正の対象となっていないが、永久拘束禁止則との関係で重要な論点につき、若干の考察を加えたい。すなわち、クラス贈与 (class gift) と指名権 (power of appointment) に対して永久拘束禁止則がいかに適用されているのか、その内容と展開の経緯を説明し、2009年法の影響と若干の問題点を指摘する。

以下では、まず、永久拘束禁止則における拘束許容期間について、第二に、クラスへの贈与について、第三に、指名権とその行使について、そして最後に、永久蓄積禁止則について、コモン・ローから1964年法そして2009年法に至るまでの変容とその背景を明らかにし、それぞれの点につき2009年法が持つ意義と課題を検討する。

イギリスでは、永久拘束禁止則は大別して、一般的に、将来権の帰属が一定期間以上未確定なままの状態であることを禁止する「権利永久未確定禁止則」(the rule against remoteness) と、非公益の目的信託の存続期間を規律する「永久譲渡制限禁止則」(the rule against inalienability) に分けられるが、本稿は、後者を検討対象とはせず、前者の意味で永久拘束禁止則という用語を用いることとする。また、2009年法は、イングランドと

---

(9) UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 262.

ウェールズにおいてのみ適用されるので（2009年法23条）、本稿でイギリス法という場合、これらの地域に適用される法を指すものとする。<sup>(10)</sup>

なお、本文の末尾に「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」の主要条文の仮訳を掲載したので、適宜参照されたい。

## II. 拘束許容期間 (perpetuity period)

### 1. コモン・ロー

近代的コモン・ローの永久拘束禁止則においては、財産処分時（権利設定時）を基準として、財産処分時の生存者の生存期間およびその死後21年以内に、権利が確定しない可能性があれば、その財産処分は無効とされていた。例えば、遺言者が、ある財産をAの子のうち最初に結婚する者に遺贈するとし、遺言の効力発生時にAは生存しており、Aにはまだ子どもが一人もいなかったとしよう。Aが拘束許容期間の基準となる生存者であり、Aの死後21年以内にAの子が結婚することは確実ではないので、遺贈は無効と解された。

このとき、「生存者」とは誰のことを指すかという点が問題であった。委託者または遺言者などの権利設定者が、基準生存者 (measuring lives) を指定することができるが、権利を設定する証書の発効時（証書作成時、または遺言による設定の場合は遺言者の死亡時）に生存している自然人（胎児を含む）であれば、受益者と何ら関係のない者でもよいとされた。<sup>(11)</sup> したがって、2009年法が成立するまでは、王室生存者条項 (royal lives clauses) が、実務上広く利用されてきた。典型的な例として挙げられるのが、「故・国王ジョージ6世の直系卑属のうち、財産処分が効果を生じた

---

(10) スコットランドには、そもそも永久拘束禁止則が存在しない。

(11) THOMAS & HUDSON, THE LAW OF TRUSTS 191 (2nd ed. 2010); OAKLEY, *supra* note 4, at 259.

時に生存している者が死亡してから21年経過する日の前日まで<sup>(12)</sup>との規定である。この期間内に、受益権が確定的に帰属するのであれば、有効な権利設定となる。王室生存者条項にもとづく基準生存者は、ときにはその数が多くなり、誰がこれに該当するか確定することが困難となることもあるが、判例はこの条項の有効性を認めることに好意的である。Re Villar<sup>(13)</sup>事件では、ヴィクトリア女王の直系卑属のうち、遺言による信託設定時に生存していた者を基準として拘束許容期間を定めることが、信託証書に記されていた。これに該当する者は120人にのぼり、ヨーロッパ諸国に散在していたが、それでも裁判所はこの王室生存者条項を有効と解している<sup>(14)</sup>。

これに対して、権利設定時に生存者の基準が何ら明示されていない場合には、基準生存者をどのように判断するかに関して、権利帰属の確定と何らかの関係があればよいとするか<sup>(15)</sup>、または密接な関係を有する者に限定するか<sup>(16)</sup>、見解の対立があった<sup>(17)</sup>。

コモン・ロー上の永久拘束禁止則について、基準生存者の判断と並んで大きな問題とされたのは、権利設定時に、理論上、拘束許容期間内に権利

(12) OAKLEY, *supra* note 4, at 259.

(13) [1928] Ch. 471, affirmed [1929] 1 Ch. 243.

(14) アストベリー (Astbury) 判事は、通常の証言にもとづいて、権利の帰属が確定する期間を判断するのは不可能ではないと判示した。Id. at 478.

(15) MEGARRY & WADE, *supra* note 3, at 327; OAKLEY, *supra* note 4, at 260.

(16) RONALD H MAUDSLEY, *THE MODERN LAW OF PERPETUITIES* 94 (1979).

(17) 例えば、「Aの孫のうち21歳になった者に受益権を与える」との権利設定がなされ、その時Aが生存していたとする。前者の見解では、A、Aの子またはAの孫で生存している者が基準生存者となるが、後者の立場に立つと、Aが死亡しているなら、Aの子のうち生存している者が基準生存者となるが、権利設定時にAが活着しているのであれば、基準生存者は存在しないと解された。

の帰属が確定しない可能性がわずかでもあれば、当初から無効とされたという点であった。このように解されたのは、権利設定の効力を早期に確定して、法的安定性を図るためであった。例えば、Re Wood 事件<sup>(18)</sup>においては、委託者Aが、受託者に対してある砂利採掘場において砂利が採取され尽くすまで砂利採掘事業を継続することを委託し、砂利が採取され尽くされた後は、砂利採掘場の土地と他の財産を処分して得た利益を、その時生存しているAの子孫に付与する旨の信託を遺言によって設定した。遺言の発効時には、間もなく砂利が尽きることが明らかであり、実際にもAの死後6年以内に砂利の採掘が終了している。しかし、裁判所は、信託設定時にもとづいて判断すると、Aの子孫の権利の帰属が長期間にわたって確定しない可能性があるとして、本件信託を無効とした<sup>(19)</sup>。権利帰属の確実性は権利設定時を基準として判断されるため、理論上わずかでも権利帰属が確定しない可能性があれば、権利設定が無効とされたのである。しかし、蓋然性の程度に関わらず、理論上の可能性のみにもとづいて権利設定全体を無効とすることに対しては、権利設定者の意思や常識に反するとの批判があった。

## 2. 1964年法

1964年法は、コモン・ロー上の永久拘束禁止則に関して、主として次の三点において大きな修正を施した。

第一に、権利設定の書面において、コモン・ロー上の拘束許容期間である「生存者の死後21年」という期間に代えて、80年を超えない期間を定めることが可能となった(1964年法1条1項)。これにより、誰を基準と

---

(18) [1894] 2 Ch. 310.

(19) *Id.* at 317.

なる生存者と解するか、という難問から解放されることが期待されたのである。

第二に、権利設定時の理論的可能性のみで無効とすることへの批判に対応して、待機静観法理 (wait and see rule) を導入し、実際に拘束許容期間内に確定するかどうか待って見る、すなわち、拘束許容期間内に権利帰属が確定しない可能性があっても、少なくともその期間内は有効と推定されることになった。<sup>(20)</sup>そして、待機静観法理のもとで永久拘束禁止則に違反することが明確になった場合でも、遡及的に無効とせず、将来的に効力が否定されるだけである。したがって、権利処分が有効であることを前提になされた受益者への前払 (advancement)、中間収入の利用 (application) などの効力は影響を受けないとされた (1964年法3条1項参照)。

第三に、待機静観しなければならない期間を明確化するため、1964年法は、待機静観する拘束許容期間の算定において、制定法上の基準生存者 (statutory measuring lives) という概念を創設した。同法3条5項で制定法上の基準生存者のリストが提示されており、それらは次のとおりである。

「(a) 財産処分者、

(b) 財産処分の対象となる者、すなわち、(i)クラスに対する財産処分の場合は、そのクラスのメンバー又は潜在的なメンバー、(ii)一定の条件が成就すれば個人に対して財産処分が行われる場合には、その条件のうちいくつか成就し、残りの条件についても早晚成就するであろう者、(iii)クラス

---

(20) Perpetuities and Accumulations Act 1964, s. 3 (1). 「処分した権利が長期間未確定となる可能性があるとの理由で、その処分が無効とされる場合であっても、拘束許容期間が経過した後には権利が確定することが明確になるまでは、その処分には永久拘束禁止則が適用されないものとみなされる。」待機静観法理が導入されたのは、アメリカのリーチ教授 (Leach) による研究の影響が強い。See Barton Leach, *Perpetuities in Perspective: Ending the Rule's Reign of Terror*, 65 HARV. L. REV. 721 (1952).



のメンバーのために特別指名権を行使することが可能な場合には、そのクラスのメンバー又は潜在的メンバー、(iv)単独の個人のためにのみ特別指名権を行使することが可能な場合には、その個人、一定の条件が成就したときに限り被指名者が確定する場合には、その条件のうちいくつかは成就し、残りの条件についても早晚成就するであろう者、(v)権限、オプション権その他の権利の場合には、これを付与された者

(c) 前号 i から iv に該当する子若しくは孫を有している者、又は、子若しくは孫が後に出生すれば、彼らが無遺言相続により前号 i から iv に該当するであろう者

(d) 先行する権利の不成立又は終了によって財産処分<sup>(21)</sup>の効力が発生するとされている場合に、先行する権利を有する者」である。

これら制定法上の基準生存者は、拘束許容期間の始期において生存しており、かつ確定可能な者でなければならない(1964年法3条4項a号)。この場合、待機静観する期間は、制定法上の基準生存者の死後21年間である。制定法上の基準生存者が誰も存在しない場合には、待機静観期間は21年のみである(1964年法3条4項b号)。

このように、1964年法は、待機静観法理を導入することで、コモン・ロー上の永久拘束禁止則の硬直的な適用を制限し、また、待機静観する期間の算定の基礎となる基準生存者の範囲を明確にするため、制定法上の基準生存者のリストを作成したのである。しかし、この1964年法も多くの問題点を抱えていた。

1964年法では、当事者が拘束許容期間として、80年以下の特定の期間を定めることができると規定されたが、實際上、信託委託者など権利設定者の多くは、80年は短すぎると考え、1964年法制定後も王室生存者条項

---

(21) Perpetuities and Accumulations Act 1964, s. 3 (5).

が広く利用されていた。<sup>(22)</sup>しかし、王室生存者条項にもとづく基準生存者は多数にのぼることがあり、その確定が困難となるリスクがある。

また、待機静観法理は、コモン・ローのもとでは権利設定が無効とされる場合にのみ適用されるどころ、コモン・ロー上有効か無効となるか判断するためには、結局のところ基準生存者を確定するという作業から逃れることはできない。特に、権利設定証書で生存者の基準が明示されていないければ、誰を基準生存者と解するかについて見解の相違があることは、上述したとおりである。

何よりも、拘束許容期間の算定方法が3種類併存することで、永久拘束禁止則の複雑さと不明確さが残っていた。すなわち、1964年法のもとでは、①コモン・ローのもとで権利設定が有効とされる場合には、生存者の生存期間および21年間、②コモン・ローのもとで権利設定が無効とされて待機静観法理が適用される場合には、制定法上の基準生存者の生存期間および21年間、③1条にもとづいて80年を超えない特定の期間が規定されている場合にはその期間、が拘束許容期間として認められており、これら3種類の期間がいかなる関係にあるのか、不明な部分があったのである。

### 3. 2009年法

以上の問題意識にもとづき、1998年の法律委員会報告書では、家族間での承継的不動産贈与 (family settlement) を念頭において定立されてきた「権利設定時の生存者の生存期間およびその死後21年間」という基準を放棄し、単純明快な期間を定めることを提案した。すなわち、権利または権限を設定する証書の効力発生時を起算点とすることを原則として、拘束許容期間を一律に125年としたのである。

---

(22) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 8.2.

この提案は、2009年の改正法において結実するところとなる。2009年法5条1項では、「拘束許容期間は125年とする（これ以外の期間は認めない）」と規定され、信託設定証書において拘束許容期間の定めがない場合だけではなく、たとえ短い期間であっても、125年と異なる期間を当事者が定めた場合には無効とされる（2009年法5条2項）。これは強行規定である。ただし、信託が125年より短い期間で終了することを妨げるものではない。また、拘束許容期間は、原則として権利設定証書の効力発生時から起算される（2009年法6条参照）。125年という拘束許容期間が定められたのは、改正前の永久拘束禁止則と王室生存者条項のもとで認められる最長の期間であったためであり、また永久拘束禁止則自体を廃止すべきとの意見にも配慮したためである。<sup>(23)</sup>

待機静観法理については、基本的には1964年法を踏襲するとした。すなわち、2009年法7条2項a号では、「不動産権その他の権利が、拘束許容期間経過後に確定することが確実にする時までは、当該権利に対して永久拘束禁止則が適用されないものとみなす。」と規定されている。当初の信託設定の有効性をできるだけ認めて、委託者の意思を実現することを重視したのである。ただし、1964年法と異なり、待機静観する期間の算定においても125年の期間が適用され、制定法上の基準生存者に関する規定は削除された。

2009年法は、コモン・ロー上の拘束許容期間（権利設定時の生存者の死後21年間）を葬り去っただけでなく、待機静観法理の基準としても、基準生存者という概念を放棄した。これにより、王室生存者条項が利用されることもなくなる。また、125年という特定の期間を定め、これ以外の期間は、たとえ短い期間であっても、拘束許容期間として認めないとした。

---

(23) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 8.13.

永久拘束禁止則が単純化され、受託者にとっても信託の管理がより容易になったといえるであろう。

永久拘束禁止則自体の廃止を主張する見解もあったが、1998年の最終報告書は、永久拘束禁止則を廃止または維持することによっていかなる経済的な影響が及ぶかについて明確なデータが存在せず、判断できないと述べながらも、しかし、ある世代（委託者）が財産の利用と処分を将来にわたって拘束する権限を制限することは重要であるとして、永久拘束禁止則を廃止することには反対の立場をとった<sup>(24)</sup>。法律委員会が、永久拘束禁止則を維持する根拠として依拠したのが、財産の利用処分に関して世代間のバランスを保つ、ということであった。アメリカのサイムズ (Simes) が示した存在理由であるが<sup>(25)</sup>、これに対しては批判も考えられる。現代においては、もはや土地が主たる資産とはいえず、それぞれの世代が自らの労働によって新たな富を生みだし、それに対して信託を設定し、利用または処分を制限する自由を有しているので、後の世代が財産を利用処分する自由が奪われるとは限らない。とすれば、何をもって世代間のバランスを保つというのか、その基準を定立することは困難であるとの批判である<sup>(26)</sup>。

カナダのマニトバ州は1983年に永久拘束禁止則を廃止しており<sup>(27)</sup>、近年アメリカの多くの州でも、永久拘束禁止則が緩和または廃止されている<sup>(28)</sup>。

(24) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 2.32.

(25) Lewis Simes, *The Policy Against Perpetuities*, 103 U. PA. L. REV. 707, 723 (1955).

(26) See Hirsch & Wang, *A Qualitative Theory of the Dead Hand*, 68 IND. L. J. 1, 18 (1992); Thomas Gallanis, *The Rule Against Perpetuities and the Law Commission's Flawed Philosophy*, 59 CAMBRIDGE L. J. 284, 289-290 (2000).

(27) The Perpetuities and Accumulations Act, R. S. M. 1987, c. P 33, s. 3.

(28) アメリカにおける永久拘束禁止則の最近の動向とその背景については、拙稿「委託者の意思と信託の変更について」信託法研究33号87頁以下(2008年)参照。

また、オフショア地域でも同様の動きが見られる。<sup>(29)</sup>これらの法域において、永久拘束禁止則を廃止したことによっていかなる影響もたらされているのか、その結果次第では、永久拘束禁止則の根拠は再検討されるべきであろう。

### Ⅲ. クラス贈与 (class gift)

#### 1. コモン・ロー

クラス贈与とは、特定のカテゴリーに含まれる者すべてに対する財産の贈与であり、クラスのメンバーの数に応じて、その財産に関する各自の持分権が変動するものをいう。<sup>(30)</sup>コモン・ローのもとでは、クラスの人数が、拘束許容期間内に増減する可能性が少しでもあれば、すなわち、クラスのメンバーのうち一人でも、拘束許容期間内に権利が確定しない可能性のある者が存在すれば、贈与は全部無効となり、すでに条件を満たしているメンバーの権利も効力を否定された。<sup>(31)</sup>例えば、「Aの子のうち25歳に達した者に贈与する」との条件が付された遺贈がなされ、遺贈が効力を生じた時(遺贈者の死亡時)にAは生存していたとする。Aには、将来さらに子どもが生まれるかもしれず、Aの死後21年以上たってから、条件を満たす子が現れるかもしれないので、拘束許容期間内に受贈者全員の権利が確定しない可能性があり、たとえ拘束許容期間内にAに25歳になった子がいたとしても、贈与は全部無効とされたのである。

---

(29) 例えば、バミューダでは、2009年に制定された法律により、信託財産が土地である場合を除いて、永久拘束禁止則が廃止されている。See Henry Moss, *Bermuda—the Perpetuities and Accumulations Act 2009*, 15 TRUSTS & TRUSTEES 719 (2009).

(30) MEGARRY & WADE, *supra* note 3, at 338.

(31) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 194; JOHN MOWBRAY ET AL., LEWIN ON TRUSTS 146 (18th ed. 2008).

永久拘束禁止則とは別に、未確定のクラス・メンバーを、便宜上一定の時期で確定する法理が存在する。アンドリュース対パーティントン・ルール (the rule in *Andrews v. Partington*)<sup>(32)</sup> と呼ばれる判例法理であり、これは、クラスのメンバーの一人が、対象財産に関する権利を確定的に取得したときには、その時点でクラスが閉鎖され (class closing)、この時より後に生まれた者をクラスのメンバーから除外するというものである。上記の例では、Aの最初の子どもが25歳に達した時にクラスのメンバーが確定され、これ以後に生まれたAの子らは、メンバーから除かれる。このアンドリュース対パーティントン・ルールは、相反する権利設定者の意思を調整する機能を持つといわれる。すなわち、権利設定者はクラスの潜在的受益者すべてに受益させたいとの意思を有する一方で、一定の条件 (一定の年齢に達するなど) を満たした受益者に利益を直ちに受領させたいと考えている (これはクラスが確定しない限り不可能である)。これら相反する意思の最大公約数として、クラスの潜在的受益者のうち最初に条件を満たした者が出現した時点で、受益者の人数とそれぞれの権利を確定することとしたのである。<sup>(33)</sup> これは、永久拘束禁止則とは直接関係を有するものではないが、権利設定者の近似の意思を推測して、権利帰属者の範囲を一定の時期に確定しようとするものである。デフォルト・ルールとして機能し、権利設定者がクラスを閉鎖する時期を明示的に定めていた場合には、その定められた時点で受益者が確定する。<sup>(34)</sup> 我が国においても、一定の条件を満たした潜在的受益者群に受益権を付与する信託が設定された場合において、

(32) *Andrews v. Partington* (1791) 3 Bro. C. C. 401, 29 E. R. 610.

(33) See THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 194; MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 147; MEGARRY & WADE, *supra* note 3, at 341.

(34) MEGARRY & WADE, *supra* note 3, at 342; MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 150; OAKLEY, *supra* note 4, at 265.

長期間にわたって受益者全員が確定しない場合、最初に受益権を取得した者が現れた時点で生存している潜在的受益者を、受益者群として確定することが、信託契約（委託者の意思）の合理的解釈として認められる余地があると思われる。

## 2. 1964年法

1964年法において導入された待機静観法理は、クラスを対象とする権利設定に関しても適用される。すなわち、アンドリューズ対パーティントン・ルールのもとで除外されなかった潜在的受益者が、拘束許容期間内に条件を満たして権利を確定的に取得するかどうかが不明であるとき、受託者は、制定法上の基準生存者によって算定される拘束許容期間内に実際に権利の帰属が確定するかどうか、待って見なければならぬのである。上述したように、コモン・ローでは、閉鎖されたクラスの潜在的受益者の中に、拘束許容期間内に権利を取得できない可能性がある者が一人でも存在するときには、すでに条件を満たして権利が確定した者に対する贈与も含めて全部無効とされるのが原則であった。しかし、いったん確定的に取得した権利を無効とすることに対しては、合理的な理由が存在しないとの批判があった。<sup>(35)</sup> 1964年法4条4項は、拘束許容期間内に権利を確定的に取得できなかった潜在的メンバーをクラスから除外し、すでに権利取得が確定しているメンバーの権利に関しては、これを有効とする旨の規定を新設した。<sup>(36)</sup> 一部の潜在的受益者の権利が拘束許容期間経過後に確定する可能性が

(35) MORRIS & LEACH, *supra* note 5, at 125.

(36) Perpetuities and Accumulations Act 1964, s. 4 (4) 「クラスの潜在的メンバー、又は出生すればクラスのメンバー若しくは潜在的メンバーになるであろう未出生の者をメンバーに含めたことにより、権利未確定の長期性 (remoteness) にもとづいて、当該財産処分が無効とされることが財産処分時に明確である場合又は後に明確になった場合、これらの者は財産処分

あり、待機静観しても権利が確定しなかった場合、クラスを分割して、拘束許容期間内に権利が確定しなかった潜在的受益者に対する権利設定のみを無効とし、すでに確定した権利については、その有効性を確保することとしたのである。

例えば、Aの子で結婚した者に受益権を与えるとの信託が遺言によって設定され、委託者の死亡時にAとその子BとC（両者とも未婚）が存在したとしよう。委託者の死亡後Aに子Dが生まれ、その後Bが結婚した場合、Bは確定的な権利を取得し、アンドリュース対パーティントン・ルールによってクラスが閉鎖され、CとDが潜在的受益者となる。CとDは、制定法上の基準生存者の死後21年以内に結婚しない可能性があるが、CとDがこの期間内に実際に結婚するかどうか受託者は待つ必要がある。もしCが拘束許容期間内に実際に結婚し、Dが結婚しなかった場合、BとCは確定的な受益権を取得するが、Dは受益者から除外されることになる。

また、1964年法は、特に潜在的受益者の確定的な権利取得の条件として、21歳を超える年齢に達することが明示的に定められており、その年齢ゆえに永久拘束禁止則違反とされる可能性がある場合、無効を回避するのに最も近い年齢まで年齢条件を引き下げて、権利設定を有効とする救済手段を講じている。<sup>(37)</sup>

---

の目的に照らして、クラスから除外されたものとみなされる。ただし、これらの者を除外するとクラスが消滅する場合は、この限りではない。」

(37) Perpetuities and Accumulations Act 1964, s. 4 (1). 年齢引き下げ (age-reduction) 規定と呼ばれる。例えば、「Aの子のうち25歳になった者に贈与する」との条件が付された遺贈がなされ、遺贈が効力を生じた時点でAが生存しており、子がいなかったとしよう。その後Aに子Bが生まれたが、Aを含む基準生存者の死亡時にBが3歳であった場合、贈与の条件である年齢は25歳から24歳に引き下げられ、24歳に達した時点（基準生存者の死後21年が経過した時点）で、Bは受益権を取得する。



### 3. 2009年法

2009年法7条所定の待機静観法理は、クラスを対象とする信託設定にも適用され、また2009年法8条は、1964年法4条4項におけるクラス分割法理を受け継いでいる。アンドリュース対パーティントン・ルールについては、永久拘束禁止則と直接的に関連するものではないため明文化されていないが、2009年法によって否定されては<sup>(38)</sup>ない。したがって、アンドリュース対パーティントン・ルールによってクラスが閉鎖された後、受益権が確定しない潜在的受益者については、信託の効力発生時より125年間、条件が成就してクラス人数と受益権の帰属が確定するかどうか待つ必要がある。もし、125年の間に受益権が確定しない者がおり、この者をクラスのメンバーに含めると信託全体が無効となると、その者はクラスから除外され、権利が帰属しないことが確定する。ただし、該当する潜在的受益者をクラスから除外するとクラスが消滅してしまう場合には、委託者またはその遺産に対して復帰信託が生ずる。<sup>(39)</sup>すでに125年のうちに条件が成就し、確定的に受益権が帰属している者については、元本の前払(advancement)、中間収益の支払を含めて、既存の受益権の有効性に影響が及ぶことはない。他方で、コモン・ロー上の基準生存者、または制定法上の基準生存者という概念を放棄した結果、年齢引き下げに関する規定は削除されている。

2009年法は、未確定なクラス・メンバーを受益者とする信託の有効性について、基本的に1964年法の枠組みを踏襲している。125年の待機静観後に権利帰属が確定しなかった者をクラスから除外し、すでに条件を満たしている受益者の受益権を確定的に有効とするという点において、委託者

---

(38) Explanatory Notes on Perpetuities and Accumulations Act 2009, para. 55-56. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/18/notes/contents>

(39) UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 279.

の意思にもとづいて信託の有効性をできる限り維持する姿勢が看取できる。

#### IV. 指名権 (powers of appointment)

指名権とは、受益権の帰属者とその内容を決定する権限のことをいう。<sup>(40)</sup>  
指名権付与者 (donor of the power) たる委託者が設定した指名権付きの信託においては、指名権者 (donee of the power) が、その裁量的判断によって、受益権の帰属者とその内容を決定する。<sup>(41)</sup>

永久拘束禁止則は、一般的に受託者の権限自体に対しても適用されてきた。例えば、受託者が、信託財産の処分権を、信託設定時には未出生の者が出生した後死亡するまで行使できると規定されていた場合、コモン・ロー上このような処分権は無効と解された。指名権に対しても永久拘束禁止則の適用が問題となるが、これを論ずる際には、指名権自体の有効性の問題と、特定の指名権行使によって設定される権利の有効性の問題を区別する必要がある。

また、指名権は、一般指名権 (general power of appointment) と特別指名権 (special power of appointment) に大別される。永久拘束禁止則との関係において一般指名権とは、指名権者が自らを含めて誰を受益者として指名してもよい権限のことをいう。<sup>(42)</sup> 遺言による指名も可能である。これに

(40) MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 1115; UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 39; HAYTON & MITCHELL, COMMENTARY AND CASES ON THE LAW OF TRUSTS AND EQUITABLE REMEDIES 38 (13th ed. 2010).

(41) イギリスの指名権付き信託にもとづいて、我が国の信託法上の論点を検討した邦文の文献として、植田淳「我が国における裁量信託と指名権付き信託の活用——イギリス法をてがかりとして——」信託192号8頁(1997年)、藤池智則「新信託法と裁量信託・受益者指定権付き信託——英国法上の裁量信託・指名権付き信託と比較して——」金法1810号108頁(2007年)。

(42) MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 1116; J E PENNER, THE LAW OF TRUSTS 116(825) 法と政治 62巻1号II (2011年4月)

対して、特別指名権とは、一定のクラスの中から受益者を指名することができる権限のことをいう<sup>(43)</sup>。1964年法と2009年法においては、指名権者が指名権を単独で行使することができ、対象となるすべての財産を、他人の同意なくしてまたは何らの条件なくして即時に自らに移転することができる指名権は、一般指名権とされ、これ以外はすべて特別指名権であると定義されている（1964年法7条，2009年法11条2項・4項参照）。

永久拘束禁止則は、指名権自体の有効性と指名権行使によって設定される権利の有効性に応じて、また一般指名権と特別指名権に応じて、異なる適用の仕方がなされているので、以下ではそれぞれ区別して述べることに<sup>(44)</sup>する。

## 1. 指名権自体の有効性

指名権が設定されたこと自体の有効性は、指名権設定者の問題として扱われる。

### (1) 一般指名権

一般指名権は、永久拘束禁止則との関係では、一般指名権の対象となっている財産の所有権者と実質的に同一視されるので、拘束許容期間内に一般指名権の行使が可能な状態にならなければ、指名権の設定自体が無効と

---

52 (6th ed. 2008).

(43) MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 1119; PENNER, *supra* note 42, at 52. 一般指名権と特別指名権との中間に位置するものとして、特定の者を被指名者クラスから除外する中間指名権 (intermediate power) もあるが、永久拘束禁止則の適用に関しては、中間指名権という概念は用いられない。

(44) 指名権に対する永久拘束禁止則適用の問題を扱った文献として、海原文雄「指名権行使における財産権の継承」法政研究38巻2-4号139頁以下(1972年)。

なる。すなわち、拘束許容期間内に、①指名権者が確定し、②指名権の効力が発生する事由が生じ、③指名権行使の条件が付されている場合には、その条件が満たされる必要がある。<sup>(45)</sup> コモン・ローにおいては、指名権を設定した証書が効力を生じた時に生存している者の死後21年以内に、指名権者が指名権を取得できない可能性が少しでもあれば、その指名権設定は無効と解されていた。例えば、未出生の者に対して指名権を付与したとしても、拘束許容期間内に指名権者が確定しない可能性があるため、指名権は無効となる。しかし、1964年法においては、待機静観する拘束許容期間内（制定法上の基準生存者の死後21年以内）に一般指名権が行使不可能であることが実際に判明するまでは、永久拘束禁止則が適用されないものとみなされることとなり（1964年法3条2項）、この規定は2009年法に受け継がれている（2009年法7条5項、6項）。<sup>(46)</sup> 一般指名権者が永久拘束禁止則で定める期間内に指名権を取得できる可能性があれば、その期間内に実際に指名権が行使されたか否かは問題とならない。<sup>(47)</sup>

## (2) 特別指名権

コモン・ローにおいては、特別指名権は一般指名権と同様に、指名権設定時において、基準生存者の死後21年以内に行使されない可能性が少しでもあれば、無効と解されていた。<sup>(48)</sup> しかし、1964年法によって、待期静

(45) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 4.19.

(46) 2009年法のもとでは、一般指名権が設定された時から125年以内に、指名権が行使可能な状態になるか否か待機静観してから、その有効性が判断される。

(47) OAKLEY, *supra* note 4, at 268; THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 205.

(48) Re De Sommers [1912] 2 Ch. 622, 630 「特別指名権を設定した証書を解釈すると、生存者の死後21年を超えて、特別指名権が行使される可能性がある場合には、永久拘束禁止則に照らして、絶対的に無効となる。」

観法理が定める拘束許容期間内に実際に特別指名権が行使されるかどうか待って見てから、その有効性が判断されることになった（1964年法3条3項）。他方、特別指名権は、一般指名権と異なり、原則として拘束許容期間内に行使可能な状態になるだけでなく、実際にその期間内に行使されなければならない。2009年法でも同内容の規定が盛り込まれている（2009年法7条3項c号，7条4項）が、拘束許容期間は特別指名権が設定された時から125年間である。

なお、永久拘束禁止則の適用については、裁量信託（discretionary trust）<sup>(49)</sup>における受託者の裁量権も特別指名権と同視され、拘束許容期間内に裁量権が行使されず、受益者と受益権の内容が確定しないことが確実になったときには、裁量権自体が無効となる<sup>(50)</sup>。

## 2. 指名権行使による権利設定の有効性

次に問題となるのは、指名権を行使して新たに権利を設定したことが、永久拘束禁止則に違反するかどうかという点である。指名権者について、その指名権行使の有効性が問題となるのである。

### (1) 一般指名権

一般指名権者は、いつでも自己を指名し、自己に財産権を帰属させることができるのであるから、永久拘束禁止則との関係では、一般指名権は財産の絶対的所有権と同視され、一般指名権の行使は自身の財産を処分したとみなされる<sup>(51)</sup>。したがって、永久拘束禁止則における拘束許容期間の算定

---

(49) 裁量信託における受託者の裁量権行使は義務であるのに対して、指名権は、あくまでも権限であり、指名権者は原則として指名権を行使する義務を負わない。

(50) MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 160.

にあたっては、一般指名権が設定された時ではなく、指名権を行使して新たな権利設定を行った時（厳密には権利設定証書が効力を生じた時）が起算点とされる<sup>(52)</sup>。例えば、Aが遺言によって、自らを含めて適切だと思う者を受益者として指名することができる指名権付きでBのために信託を設定し、Bがこの一般指名権を行使して、Bの孫を受益者とする継承的財産権を設定した場合、Bが孫のために設定した権利について適用される拘束許容期間は、Bが一般指名権を行使して継承的財産権を設定した時から起算されるのであって、指名権設定の効力が生じたA死亡時ではない。

一般指名権の行使にもとづく権利設定については、1964年法によって、指名権が行使された時から待機静観法理が適用されることになり、この点は2009年法でも維持されている（2009年法6条2項，7条1項・2項参<sup>(53)</sup>照）。すなわち、2009年法のもとでは、125年の拘束許容期間が導入された結果、一般指名権を行使して受益権を設定した証書が効力を生じた時から125年以内に、その受益権の帰属が実際に確定しなければ、永久拘束禁止則違反により無効とされるのである。

一般指名権の行使により新たな信託が設定された場合に、受益権帰属の確定に関して適用される拘束許容期間は、一般指名権の行使時（新たな信託設定時）から起算するとの通説、判例および制定法に対しては、異論がないわけではない。指名権者が指名対象財産の権利帰属者として自己を指名することができるとしても、指名権設定者は指名権者に対して、指名対象財産の所有権を付与することを意図していたわけではなく、また一般指名権者であっても、所有権者と全く同様に自由に指名対象財産を処分する

(51) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 209; OAKLEY, *supra* note 4, at 269.

(52) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 209; OAKLEY, *supra* note 4, at 269.  
See *In re Thompson*, [1906] 2 Ch. 199, 200.

(53) See Explanatory Notes, *supra* note 38, at para. 48.

ことができない場合もあるとして、拘束許容期間を一般指名権設定時から起算すべきとの見解もある<sup>(54)</sup>。後述するように、私見も理論上この見解が妥当と考える。

## (2) 特別指名権

指名権の対象となっている財産を特別指名権者が処分することは、指名権付与者によって制限されている。この点で、特別指名権は、処分の自由を有する絶対的な所有権とは異なり、ある意味では指名権付与者が対象財産を支配しているともいえるので、拘束許容期間の起算点は、特別指名権が行使された時ではなく、設定された時であると解されている<sup>(55)</sup>。厳密には特別指名権を設定した継承的財産権設定証書または遺言その他の証書が効力を生じた時から、拘束許容期間が始まる。

コモン・ローにおいても、特別指名権設定時における権利確定の可能性のみに依拠して、指名権行使による権利設定の有効性につき、硬直的な判断がなされていたわけではなかった。特別指名権設定時には、特別指名権行使によって設定された権利の帰属が拘束許容期間内に確定しない可能性があったとしても、特別指名権が行使された時の状況に照らして、拘束許容期間内に権利が確定することが確実であれば、その権利設定は有効と解<sup>(56)</sup>されていた。

例えば、Re Thompson 事件<sup>(57)</sup>では、Aが遺言によって妻Bに生涯権を、残余権をCとCの子孫のうちBが指名する者に与えるとの信託を設定した。

(54) 海原・前掲注(44) 147-148頁参照。

(55) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 209; OAKLEY, *supra* note 4, at 268; UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 271.

(56) “second look” doctrine と呼ばれる。See MORRIS & LEACH, *supra* note 5, at 152.

(57) [1906] 2 Ch. 199.

A死亡時にCは生存していた。Bは、Cに生涯権を、Cの子どものうちBが生存している間に生まれて25歳になった者に、またはBの死後生まれて21歳になった者に、残余権を与える旨の信託を遺言により設定した。Bが死亡した時、Cの子どもはすべて25歳に達していた。Aが特別指名権を設定した時点では、基準生存者たるCの死後21年以内に、Cの子どもへの権利帰属が確定しない可能性があったが、Bが特別指名権を行使した時（B死亡時）には、拘束許容期間内に残余権の帰属が確定することは明らかであった。裁判所は、指名権設定証書を、指名権行使の状況に照らして指名権行使による贈与の有効性を判断しなければならないとし、Cの子どもに対する残余権設定の有効性を認め<sup>(58)</sup>た。

特別指名権について、コモン・ローは、いわば限定的な形で待機静観法理を採用したのであるが、1964年法においては、待機静観法理が一般的に適用されることとなった（1964年法3条1項）。したがって、コモン・ロー上は、拘束許容期間内に、指名権行使によって設定された権利の帰属が確定しない可能性があったとしても、指名権設定時における制定法上の基準生存者の死後21年以内に実際に確定するかどうか待つて見ながら、永久拘束禁止則に違反するかどうか判断されるのである。

2009年法においては、特別指名権の行使によって設定された信託受益権は、原則として特別指名権を設定した証書が効力を生じた時から125年以内に実際に確定しなければ、永久拘束禁止則にもとづいて無効とされる（2009年法6条2項）。例えば、Aが遺言によってBに生涯権を与え、Bの子孫のうちBが指名する者に残余権を与える指名権付きの信託を設定し、Bが遺言によりこの特別指名権を行使して、Bの孫のうちバリスタになった者を受益者とする信託を設定した場合、Bの孫の受益権については、A

---

(58) *Id.* at 205.



死亡時から125年以内にその帰属が確定する必要がある。

ただし、①年金制度における利益が指定 (nominate) されている場合、または、②年金制度のもとで元本の前払権 (power of advancement) が行使された場合、拘束許容期間は、加入対象者が当該年金制度の加入者となった時から起算される<sup>(59)</sup> (2009年法6条3項参照)。

### 3. 指名権に関する2009年法の意義と課題

2009年法では、指名権とその行使に関しても、基準生存者という概念が放棄され、一律に125年の拘束許容期間が適用されることとなり、その限りでは、信託の管理にとってはより明快な基準が示されたといえるであろう。

他方で、一般指名権と特別指名権で適用される永久拘束禁止則の内容、起算点が異なるという点は、コモン・ローから2009年法に至るまで一貫して維持されている。この点につき、一般指名権行使に関して、指名権行

---

(59) 2009年法は、一定の年金制度、すなわち①職業年金 (occupational pension scheme)、②個人年金 (personal pension scheme)、③公的事業被用者 (public service pension scheme) において生ずる受給権に対しては、永久拘束禁止則が適用されないことを明確にしている (2009年法2条4項、20条4項参照)。

ただし、これには例外が設けられている。第一に、例えば生命保険金のように、年金制度における権利または利益が、指定によって発生する場合である。このような指定は、特別指名権に類似するが、年金制度自体の効力発生時を起算点とするのは妥当ではない。したがって、2009年法6条3項a号は、年金制度加入対象者が制度に加入した時点、125年の拘束許容期間の起算点とするとした。第二に、受託者が年金制度加入者または加入者の家族のために、元本の前払権を行使する場合である。永久拘束禁止則との関連では、このような前払権も特別指名権と同視されるが、指定の場合と同じ理由で、その起算点は、加入対象者が制度に加入した時点となる (2009年法6条3項b号)。

使時を拘束許容期間の起算点とすることには、若干の疑問が残る。処分の自由には制限がないという点で、機能的には一般指名権は所有権と類似するといえるが、指名権設定者は一般指名権者に対して、完全な所有権を譲渡する意思があったわけではなく、また一般指名権者は自らを権利帰属者として指名してはじめて、実質的な所有権を取得することができるのであるから、一般指名権についても、指名権設定時から拘束許容期間を計算するのが、理論上は妥当ではないかと思われる。少なくとも、その方が永久拘束禁止則の簡明化には資するであろう。しかし、一般指名権の定義が限定されている限りにおいては、実際には大きな論点とはならず、法律委員会も、定着している判例・通説に対して、敢えて異論を唱える意義を見出さなかったのかもしれない。

#### 4. 我が国における受益者指定権等の行使について

我が国の信託法89条では、受益者指定権等に関する規定が置かれている。受益者指定権は、受益者の選定が指定権者に与えられているという点でイギリスの指名権に類似するが、イギリスの指名権には、単に受益権の帰属者を指定するだけでなく、新たな受益権を設定し、受益権の内容を決定できる権限も含まれており、より広い概念であるといえる。

では、我が国において、受益者指定権等が行使されて、受益者が指定または変更されたとき、何らかの期間制限に服するのであろうか。受益者の死亡により、順次他の者が受益権を取得するような指定がなされた場合には、信託法91条にもとづいて、「当該信託がされた時から30年を経過した時以降に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間」、当該信託は有効であるということになろう。

他方で、受益者の死亡とは無関係に、一定の受益者群の中から受益者が

順次指定されていく場合には、信託法91条が直接適用されることはない<sup>(60)</sup>と解される。この場合には、一般の信託と同様に、一定の期間を超える信託の存続が公序良俗に反するか否かが問題となるであろう。いずれにせよ起算点は、受益者指定権が行使された時ではなく、信託が設定された時である。

## V. 永久蓄積禁止則

永久蓄積禁止則 (the rule against excessive accumulations) とは、一定の期間を超えて収益を蓄積することを禁ずる法則である。永久蓄積禁止則が適用される「収益の蓄積」とは、Re Earl of Berkeley 事件<sup>(61)</sup>におけるハーマン (Harman) 判事によると、収益が元本に付加され、収益受益者の利益が犠牲となって、元本が増加していくことをいう<sup>(62)</sup>。したがって、将来の収益の支払または将来の修繕費など信託の運営のために、収益が積み立てられたとしても、元本の増加を生じさせるものではないので、永久蓄積禁止則が対象とする収益の蓄積には当たらないとされる<sup>(63)</sup>。コモン・ローにおいては、収益蓄積に関する特別の規制は存在せず、永久拘束禁止則において権利帰属の未確定状態が許容される期間であれば、収益の蓄積も認められると解されていた<sup>(64)</sup>。

### 1. テラスン事件と永久蓄積禁止法の展開

しかし、1800年の永久蓄積禁止法 (the Accumulations Act 1800, 通称テ

---

(60) 藤池・前掲注 (44) 116頁参照。

(61) [1968] Ch. 744.

(62) *Id.* at 772.

(63) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 227; MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 172-73; UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 283.

(64) THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 222.

ラスン法<sup>(65)</sup>は、収益の蓄積に関しては、拘束許容期間よりも短い期間を設定した。この法律が制定される契機となったのは、Thellusson v. Woodford 事件<sup>(66)</sup>である。

資産家のピーター・テラスンは、相当規模の財産について遺言による信託を設定したが、その内容は、9名の男性の直系卑属が生存している間、収益を信託財産として蓄積し、彼らが死亡した時における最も年長の男性直系卑属に、信託の利益を帰属させるというものであった。テラスンの妻と子どもたちが、本件信託は無効であることの確認を求めて訴えを提起した。本件信託においては、特定の生存者の死亡時にテラスンの男性直系卑属のうち最も年長である者が確定されるので、永久拘束禁止則に違反しないことは明白であったが、過剰な収益蓄積を許容することの是非が争点となった。1805年、貴族院のエルドン (Eldon) 卿は、「権利を未確定の状態にしておくことができる期間内であれば、そして財産を譲渡禁止の状態にしておくことができる期間内であれば、遺言者は、賃料または収益を蓄積させるよう命ずることができる<sup>(67)</sup>」と判示した。貴族院は、収益蓄積期間が永久拘束禁止則における拘束許容期間を超えないのであれば、収益蓄積を定める信託条項も有効であるとしたのである。

しかし、貴族院判決が下される前からテラスンが設定した信託に世間の注目が集まり、長期間収益が蓄積され、複利によって莫大な財産が形成されることに対して強い懸念が示された<sup>(68)</sup>。Thellusson v. Woodford 事件の貴

(65) 39 & 40 Geo. III c. 98 (1800).

(66) (1805) 11 Ves. 112; 32 E.R. 1030. 本件の詳細については、中野正俊「ピーター・テルソンの遺言と永久蓄積禁止の原則」信託111号51-52頁(1977年)参照。

(67) *Id.* at 1043.

(68) See PATRICK POLDEN, PETER THELLUSSON'S WILL OF 1797 AND ITS CONSEQUENCES ON CHANCERY LAW 148 (2002).

族院判決が示される以前の1800年には、議会で永久蓄積禁止法（テラスン法）が制定され、信託の収益蓄積に関しては、拘束許容期間よりも短い期間制限が設けられることとなった。

テラスン法は1925年財産法164条1項に受け継がれ、収益の蓄積は、次のいずれかの期間に限定されなければならないと規定されるに至った。すなわち、①譲与者（grantor）または委託者の生存期間、②譲与者、委託者または遺贈者の死後21年間、③譲与者、委託者または遺贈者の死亡時に生存している（胎児である場合を含む）者が未成年である期間、④成年に達したときに蓄積された収益を受領する権利を有する受益者が未成年である期間、である。そして、1964年法13条1項では、これら4つの期間に加えて、新たに⑤財産処分時より21年間と、⑥財産処分時に生存している者が未成年である期間、の2つが追加された。

しかしながら、長期の収益蓄積によって過大な資産が積み上げられるとのテラスン信託に対する懸念は、杞憂に終わっている。テラスンが設定した信託は、約60万ポンドを元本にしており、信託存続期間中に1,900万から3,840万ポンドの収益を生むと見積もられていたが、実際には設定から60年後に信託が終了するまで蓄積された収益は100万ポンドに満たなかつ<sup>(69)</sup>た。受託者による投資が常に良い成績を収めるわけではなく、受託者報酬、税金などのコストも必要になるため、信託収益の蓄積による富の集中は、当初恐れていたほどではないことが判明したのである。

## 2. 永久蓄積禁止則違反の効果

収益蓄積を定める信託が永久蓄積禁止則に違反しているだけでなく、永久拘束禁止則にも違反しているときには、信託全体が無効となる。しかし、

---

(69) *Id.* at 7.

収益の蓄積が、永久拘束禁止則における有効期間の範囲内であるが、収益蓄積に関する制定法上の許容期間を超えている場合（例えば、委託者が、Aの最初の子が21歳になるまで収益を蓄積するとの信託を設定した場合）には、上記の6つの期間のうち委託者の意思に最も近似の期間に収益の蓄積が制限され、これを超える部分のみが無効とされる。<sup>(70)</sup> 永久蓄積禁止期間を超過する期間の収益は、収益蓄積の指図がなければ受領したであろう受益者に帰属することとなる。<sup>(71)</sup>

### 3. 永久蓄積禁止則の適用除外

1925年財産法164条2項は、永久蓄積禁止則の適用が除外される場合を、次のとおり定めた。

第一に、委託者、遺贈者またはその他の者の債務を弁済するためであれば、永久蓄積禁止期間を超える収益蓄積の指示も有効とされる。<sup>(72)</sup> 第二は、譲与者、委託者もしくは遺贈者の一定の子孫のために、または継承的不動産処分もしくは他の権利設定にもとづいて権利を取得する者の一定の子孫のために、分与産 (portion) が設定される場合である。分与産の意味するところは必ずしも明確ではないが、一般的には、一定の範疇に属するメンバーが有する不確定持分のことを指し、特に未成年の子が、両親から譲渡されたまたは権利設定を受けた財産のことをいう。<sup>(73)</sup> しかしながら、分与産

(70) UNDERHILL & HAYTON, *supra* note 3, at 287 (制定法上の6つの期間のうち、最も近似の期間に制限される); THOMAS & HUDSON, *supra* note 11, at 224 (諸般の事情を考慮して委託者または遺贈者の意思に最も近似の期間を解釈する)。

(71) Law of Property Act 1925, s. 164 (1)。

(72) この例外の実際の意味は大きい。債務の弁済をすれば、いつでも永久蓄積禁止則の適用を免れるからである。中野・前掲注(66)15頁参照。

(73) MOWBRAY ET AL., *supra* note 31, at 171; MEGARRY & WADE, *supra* note 3,

の解釈をめぐる<sup>(74)</sup>は様々な議論があり、適用範囲の明確性に欠けるとともに、<sup>(75)</sup>実際上の利用と意義が減少していることが指摘されている。そして、適用が除外される第三は、材木の産出のために収益が蓄積される場合である<sup>(76)</sup>。

また、1925年財産法164条1項は、<sup>(77)</sup>自然人 (person) によってなされた継承的権利設定または処分を対象としているので、委託者が法人である場合には、<sup>(78)</sup>永久蓄積禁止則は適用されないと解されている。法人に対しては、コモン・ロー上の永久拘束禁止則が適用されるのみである。したがって、例えば、法人によって設定された年金信託には永久蓄積禁止則が適用されず、パートナーシップにもとづいて設定された年金信託には適用されることになるが、これを区別する合理的理由は明らかにされていない。

さらに判例は、一定の商事取引に関しては、同法164条1項が規定する「継承的権利設定または処分」に該当せず、実質的には商事契約であることを理由に、永久蓄積禁止則の適用が除外されると解している。例えば、

---

at 387.

(74) 例えば、*Re Bourne's Settlement Trusts* [1946] 1 All E.R. 411では、分与産として収益を蓄積することが、第三者の裁量による場合には、本条項のもとにおける永久蓄積禁止則の適用除外には該当しないと判示された。

(75) *MAUDSLEY, supra* note 16, at 210; *Law Commission Report, supra* note 7, at para. 9.30.

(76) この例外が設けられたのは、イギリス海軍が多くの森林を伐採したので、樹木の育成を促進する必要があったためといわれている。See *Morris and Leach, supra* note 5, at 289.

(77) 「いかなる者も (no person), 証書又は他の手段により、次の期間のいずれかを超えて、収益の全部又は一部を蓄積させる方法で、いかなる財産についても継承的権利設定又は処分を行うことはできない。」*Law of Property Act 1925, s. 164 (1)*.

(78) *THOMAS & HUDSON, supra* note 11, at 227; *UNDERHILL & HAYTON supra* note 3, at 282; *Law Commission Report, supra* note 7, at para. 9.14.

ユニット・トラスト (unit trust) において収益の一部が受益者に支払われず蓄積された場合は、同条の適用範囲外であると解されている。<sup>(79)</sup>

#### 4. 制定法上の永久蓄積禁止則の問題点

1925年財産法と1964年法のもとでは、収益の蓄積が許容される期間として6つの異なる期間が認められており、一定ではなかった。また、委託者が収益の蓄積を認める期間を選択していない場合には、裁判所が収益蓄積許容期間を決定しなければならない。以上のような点で、永久蓄積禁止則は複雑で明確性を欠いていると批判されていた。<sup>(80)</sup>

また、永久蓄積禁止則の適用除外が認められる場合は様々であったが、その範囲が不明確であり、例外を認める合理的理由が必ずしも明らかにされていなかった。さらに、受益者が21歳に達した時以後は収益の蓄積が禁止されることがあり、委託者にとっては合理的な希望であるにもかかわらず、これを実現することができないとの問題点も指摘されていた。<sup>(81)</sup>

委託者または遺贈者が、受託者に対し長期間収益を蓄積するように指示できるとすると、すなわち死者の手 (dead hand) が長期間にわたって収益という財産の利用処分を支配できるとすると、世代間の財産利用のバランスが維持されなくなるおそれがある。しかし、法律委員会の報告書では、死者の手による支配を合理的な範囲に制限するルールとしては永久拘束禁止則が存在し、収益の蓄積に関して、これより短い期間を設定する合理的

(79) Re AEG Unit Trust (Managers) Limited's Deed [1957] Ch. 415, 420. 継承的権利設定に該当しないとの理由で、ユニット・トラストに対する永久蓄積禁止則の適用が否定された事例。なお、ユニット・トラストに対して永久蓄積禁止則の適用が除外される他の理由としては、すべての受益者の合意により収益の蓄積を終了させることが可能であることが挙げられる。

(80) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 10.5.

(81) *See id.*



理由は見当たらないとされた。<sup>(82)</sup>

## 5. 2009年法の内容

2009年法は、法律委員会の提言にしたがい、すべての非公益信託について、それまでの制定法における永久蓄積禁止則を廃止した。すなわち、1925年財産法と1964年法の永久蓄積禁止に関する規定を削除したのである（2009年法13条）。ただし、信託自体が永久拘束禁止則による期間制限に服するので、結果的に収益の蓄積が許容されるのは、125年間の拘束許容期間にもとづいて信託が終了する時までということになる。<sup>(83)</sup> 永久蓄積については、永久拘束禁止則と同じ期間制限に服するという点では、テラスン法制定以前のコモン・ローの時代に戻ったともいえる。アメリカでは、19世紀においては、テラスン法と同様、収益蓄積を制限する法律を制定する州も多かったが、20世紀半ば以降、テラスン法をモデルとした州法を廃止する動きが強まり、現在では、私益信託の収益蓄積に関して、永久拘束禁止則とは別の規制を設けている州は見られない。<sup>(84)</sup> 2世紀を経てイギリス法は、アメリカと同じ道をたどったのである。

## 6. 公益信託と永久蓄積禁止則

公益信託には永久拘束禁止則が適用されないので、公益信託の受託者が収益を蓄積する権限を有している場合、または収益蓄積の義務を負っている場合、収益の蓄積に対する期間制限が別途必要か否か問題となる。

---

(82) *See id.*

(83) Explanatory Notes, *supra* note 38, at para.13.

(84) アメリカにおける永久蓄積禁止則については、拙稿「永久拘束禁止則・永久蓄積禁止則と信託の変更——アメリカ法を中心に——」信託研究奨励金論集30号110頁-114頁参照（2009年）。

公益信託においても、収益を一定の期間蓄積させることにより、信託目的により適合する管理が図られる場合がある。他方で、委託者が長期間にわたり収益の蓄積を命ずることができるとする、公益信託の収益には免税措置が講じられているにもかかわらず、その期間、利益を享受する者が誰も存在しないことになってしまう。法律委員会報告書では、委託者の意思と公益の均衡を考慮すると、拘束許容期間よりも短期間で収益の蓄積を終了させることが妥当であるとの見解が示された<sup>(85)</sup>。

したがって、2009年法では、収益の蓄積が可能となった日もしくは収益を蓄積する義務が発生した日から21年を超えた時点で、または、信託行為において委託者が死亡した時に収益蓄積が終了するとの定めがある場合には委託者が死亡した時点で、収益蓄積を定める信託条項の規定は効力を失うと定められた(2009年法14条3項、4項、5項)。ただし、裁判所またはチャリティ委員会(Charity Commission)<sup>(86)</sup>によって収益蓄積に関する規定が定められた場合には、この限りではない(2009年法14条2項)。もし、収益蓄積が可能となった日から21年を超えて、または委託者の生存期間を超えて、収益の蓄積が定められたとしても、超過した部分の収益については、収益蓄積の権限または義務を定めた条項がなければ収益を得たであろう者に分配される(2009年法14条6項)。21年という期間が妥当であるか否かは別として、公益信託における収益の蓄積について、比較的短期間の期間制限を設けることは、合理的であると思われる。

(85) Law Commission Report, *supra* note 7, at para. 10.18-10.20.

(86) 慈善事業全般について規制し、情報提供とアドバイスなどを行っている。年間の収益が5,000ポンドを超える慈善事業は、チャリティ委員会に登録しなければならない。<http://www.charity-commission.gov.uk/index.aspx>

## 7. 2009年法の意義と課題

1800年のテラスン法を嚆矢として、イギリス法は、永久拘束禁止則とは別に、複雑な永久蓄積禁止則を発展させてきた。特に収益の蓄積が許容される期間が複数存在し、適用が除外される場合も多く、受託者または受益者にとっては、その適用範囲の解釈という点で、難解な法則であった。何よりも、収益の蓄積に関して、永久拘束禁止則よりも短い期間を設定する合理的な理由が示されているわけではなかった。収益を長期間にわたって蓄積する信託を許容することに対しては、過大な富が少数の受益者に集中するとの懸念が示される。テラスン信託に対する当時の社会の反発はまさにこの点にあった。しかしながら、テラスン信託の結果からも明らかのように、長期間にわたって信託財産が一定の収益を得ることができるとは限らず、また受託者報酬、受託者に対する監視、信託財産に対する課税などのコストもかかる。したがって、過大な富が少数の者に集中する可能性は、必ずしも高いとはいえないことが判明している。

また、永久蓄積禁止則の根拠として、長期間収益の蓄積が強制されることにより財の市場流通性が妨げられる点が挙げられるが、信託設定時に収益の蓄積が義務づけられていたとしても、収益も何らかの形で投資される場合には、収益部分の財が完全に市場から隔離されてしまうわけではない。もし、収益が単に蓄積されて貯蓄されたとしても、実際上の経済的な効果としては、収益を受益者が受領し、それを貯蓄しておいた場合と何ら異ならず、<sup>(87)</sup> 収益の蓄積に制限を加えることによって、最適レベルの財の市場流通と貯蓄が確保されるのか、経済学もその答えを提示してはいない。<sup>(88)</sup> 2009年法は、永久蓄積禁止則を永久拘束禁止則に一本化した<sup>(88)</sup>が、これは、非公

(87) MAUDSLEY, *supra* note 16, at 201.

(88) A I Ogus, *The Trust as Governance Structure*, 36 U.Toronto L.J. 186, 218 (1986).

益信託については、収益蓄積に対する独自の規制根拠が存在しないことを示したものと見えるであろう。

2009年法により、信託条項によって一定の収益の蓄積が義務づけられている場合には、信託が存続する期間内であれば収益を蓄積させることが可能となった。他方で、受託者が与えられた権限にもとづいて一定の収益を蓄積する場合には、それが、信託の目的に照らして、収益受益者と元本受益者間の公平義務に違反するか否かが問題となる。今後は収益受益者と元本受益者の公平をいかに確保するかという問題が、重要な論点としてよりクローズアップされるであろう。<sup>(89)</sup>

## VI. むすびにかえて

永久拘束禁止則で定められる拘束許容期間について、2009年法は、コモン・ローの時代から維持されてきた「権利設定時の生存者の生存期間およびその死後21年間」という基準を葬り去り、信託設定証書の発効時より125年という期間に統一した。また永久拘束禁止則とは別に定められていた永久蓄積禁止則については、永久拘束禁止則に包摂する形をとることで、それまでの制定法上の内容を廃止した。これらの措置によって、複雑さと不明確さが指摘されていた永久拘束禁止則と永久蓄積禁止則は、相当程度単純化し、合理化されたと評価することができよう。特に、基準生存者が信託設定証書に記されていない場合、基準生存者を確定する作業から解放されたことの実務上の意味は大きいと思われる。ただし、2009年法が適用されるのは、2010年4月6日の同法施行日以降に効力を生ずる証書ならびに同日以降に作成された遺言書および同日以降に設定された

---

(89) 2009年に公表された法律委員会報告書では、この問題が取り上げられている。See Law Commission Report on Capital and Income in Trusts: Classification and Apportionment, Law Com. No.315 (2009).

特別指名権の行使にもとづいて作成された証書に限られるので、<sup>(90)</sup> 当分の間は1964年法にもとづく永久拘束禁止則、永久蓄積禁止則と併存することになり、若干の混乱は避けられないであろう。

今回の改正で特に留意すべきは、単に永久拘束禁止則の内容が簡明化したというだけではなく、長期間の信託の存続を望む委託者、そして永久拘束禁止則の完全な廃止を主張する論者の意見を一定の程度反映させた改正であったという点である。その意味では、委託者の意思の実現を重視する姿勢が、より鮮明になったものと思われる。

今後は、永続信託を許容する海外の法域との間で信託ビジネスの獲得競争が高まり、125年という長期の期間制限さえ廃止する声が強くなっていくのか、永久拘束禁止則を存続させるとしても、信託財産の性質（特に土地とそれ以外）によって内容を変えるべきなのか、収益蓄積と受託者の公平義務との関係をどのように考えるのかなどの点につき、イギリスでいかなる議論が展開されていくのか、注目される。また、本稿では扱うことができなかったが、非公益の目的信託の期間制限については別途考察する必要がある、この問題については稿を改めて論じたい。

## <資料1>

### 「2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」主要条文仮訳

#### 永久拘束禁止則の適用

#### 1条 永久拘束禁止則の適用

- (1) 永久拘束禁止則は、本条に規定されている場合に（限り）適用される。
- (2) 証書によって財産に信託が設定され、継承的不動産権その他の権利が

---

(90) See Perpetuities and Accumulations Act 2009, s. 15.

設定された場合、それぞれの不動産権その他の権利に対して、永久拘束禁止則が適用される。

- (3) 証書によって財産に信託が設定され、停止条件付の不動産権その他の権利が設定されたが、それらが継承的な権利ではない場合、永久拘束禁止則が適用される。
- (4) 証書によって財産に信託が設定され、解除条件付の不動産権その他の権利が設定された場合、永久拘束禁止則は、次の各号の権利に適用される。
  - (a) 解除条件が成就したときに行使できる不動産占有回復の権利
  - (b) 解除条件が成就したときに土地以外の財産について行使することができる前号と同等の権利
- (5) 将来遺贈の法理にもとづき、遺言証書によって動産に対して継承的権利が設定された場合には、永久拘束禁止則は、それぞれの権利に対して適用される。
- (6) 証書によって指名権が設定された場合、永久拘束禁止は、指名権に対して適用される。
- (7) 本条 2 項における不動産権その他の権利には、次の各号の権利が含まれる。
  - (a) 解除条件付単純不動産権の解除条件が成就し、復帰権にもとづいて生じた権利
  - (b) 解除条件付権利の解除条件が成就し、復帰信託にもとづいて生じた権利
- (8) 本条は、2 条に規定される例外と 3 条の規定にもとづく例外を除いて、効力を有する。
- (9) 1925 年財産法 4 条 3 項の規定 (c. 20) (コモン・ロー上の不動産権に関する不動産占有回復権) における「しかし」以下の文言を削除する。

## 2条 適用除外

- (1) 本条は、永久拘束禁止則の適用除外に関する規定である。
- (2) 不動産権その他の権利が、ある出来事の発生によって公益団体に譲渡されるが、その出来事が発生する直前まで、当該財産の不動産権その他の権利が他の公益団体に帰属していた場合には、当該権利に対して、永久拘束禁止則は適用されない。
- (3) 公益団体がある出来事の発生によって権利行使が可能となるが、その出来事が発生する直前まで、当該財産に関する不動産権その他の権利が他の公益団体に帰属していた場合には、当該権利行使に対して、永久拘束禁止則は適用されない。
- (4) 関係する年金制度のもとで発生する権利に対して、永久拘束禁止則は適用されない。
- (5) 前項の規定は、次のいずれかの証書にもとづいて発生した権利については適用されない。
  - (a) 当該年金制度のもとにおける利益を指定する証書
  - (b) 当該年金制度のもとで生ずる前払権が行使されたことにより作成された証書

3条 適用除外を定める権限 省略

4条 既存の適用除外の削除 省略

## 拘束許容期間

### 5条 拘束許容期間

- (1) 拘束許容期間は125年とする（これ以外の期間を認めない）。
- (2) 前項の規定は、1条2項から6項までの規定における証書が拘束許容期間を定めていたか否かにかかわらず適用され、拘束許容期間の定め

があったとしても、これを無効とする。

イギリスにおける「二〇〇九年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」の意義と課題

## 雑則

### 6条 拘束許容期間の起算点

- (1) 拘束許容期間は、1条2項から6項までの規定において定められている証書の効力が発生した時から起算する。ただし、本条2項及び3項が適用される場合は、この限りではない。
- (2) 1条2項、3項又は4項が適用される場合において、特別指名権が行使されたことにより証書が作成されたとき、拘束許容期間は、特別指名権を設定した証書の効力が発生した時から起算する。ただし、次項が適用される場合は、この限りではない。
- (3) 1条2項、3項又は4項が適用される場合において、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、拘束許容期間は、加入対象者が制度の加入者となった時から起算する。
  - (a) 証書により関係する年金制度における利益が指定されている場合
  - (b) 関係する年金制度のもとで前払権が行使されたことにより証書が作成された場合
- (4) 前項における加入対象者とは、証書によって制度の利益に関して加入者となる者をいう。

### 7条 待機静観法理

- (1) 不動産権その他の権利の帰属が、(本条と8条に定める他)長期にわたって未確定となる可能性があることを理由に無効とされる場合、次項が適用される。
- (2) 前項に該当する場合、
  - (a) 不動産権その他の権利の帰属が、拘束許容期間経過後に確定するこ



- とが確実になる（場合があれば、その）時までには、当該権利に対して永久拘束禁止則が適用されないものとみなす。
- (b) 権利の帰属が、拘束許容期間経過後に確定することが確実になったとしても、当該不動産権その他の権利に関してすでに履行されたいかなる行為（前払、中間的利息の支払その他の行為）も、その効力を否定されない。
- (3)（本条に定める他）次の各号のいずれかの権利が、長期にわたって行使されない可能性があることを理由に無効とされる場合には、次項が適用される。
- (a) 解除条件が成就したときに行使できる不動産占有回復の権利
- (b) 解除条件が成就したときに土地以外の財産について行使することができる前号と同等の権利
- (c) 特別指名権
- (4) 前項に該当する場合、
- (a) 拘束許容期間内における当該権利又は権限の行使に関しては、永久拘束禁止則が適用されないものとみなす。
- (b) 拘束許容期間内に権利又は権限が完全に行使されなかったときに限り、当該権利又は権限は無効とする。
- (5)（本条に定める他）一般的指名権が長期にわたって行使可能な状態とならないことを理由に、一般的指名権が無効とされる場合に、次項が適用される。
- (6) 前項に該当する場合、一般的指名権が、拘束許容期間内に行使可能な状態にならないことが確実になる（場合があれば、その）時までには、永久拘束禁止則が適用されないものとみなす。

## 8条 クラスのメンバー除外による権利未確定の長期性の回避

- (1) 本条は、次の要件のいずれにも該当する場合に適用される。
  - (a) (本条に定める他) クラスのメンバーとして一定の者が含まれていることにより、不動産権その他の権利が権利未確定の長期性を理由に無効とされることが、証書が効力を生じた時に明らかであること又は後に明らかとなったこと
  - (b) 前号に該当する者がクラスの潜在的メンバーであること、又は未出生であるが出生すればクラスのメンバー若しくは潜在的メンバーになると思われること
- (2) 前項に該当する者は、前項のことが明らかになった時から、証書のある目的に照らしてクラスから除外されたものとみなす。ただし、これらの者が除外されるとクラスが消滅する場合は、この限りではない。
- (3) 7条が適用される不動産権その他の権利について本条が適用された場合、当該不動産権その他の権利に関してすでに履行されたいかなる行為（前払、中間収益の支払その他の行為）も、その効力を否定されない。
- (4) 本条において、
  - (a) クラスのメンバーとは、クラスのメンバーと認定される条件をすべて満たした者をいう。
  - (b) クラスの潜在的メンバーとは、クラスのメンバーとして認定されるための条件の一部を満たし、残りの条件も早晚満たされる可能性がある者をいう。

## 9条 期待権の救済及び早期実現

- (1) 不動産権その他の権利は、ある無効な不動産権その他の権利に後続し、  
140(801) 法と政治 62巻1号II (2011年4月)

これにもとづいて効力を生ずることのみを理由として、権利未確定の長期性により無効とされない。

- (2) 先行する不動産権その他の権利が長期間未確定であることにより無効とされたことのみを理由として、後続の不動産権その他の権利が早期に確定されることは妨げられない。

## 10条 解除条件付権利の確定

- (1) 解除条件付単純不動産権の解除条件が成就し、復帰権によって生じた不動産権が、権利未確定の長期性を理由に無効とされる場合、解除条件付単純不動産権は、絶対的な権利となる。
- (2) 解除条件付権利の解除条件が成就し、復帰信託によって生じた権利が、権利未確定の長期性を理由に無効とされる場合、解除条件付権利は、絶対的な権利となる。

## 11条 指名権

- (1) 次項は、遺言以外の方法によって指名権が行使できる場合に適用される（遺言によっても行使可能な場合を含む）。
- (2) 指名権は、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、永久拘束禁止則との関係において、特別指名権とされる。
- (a) 指名権が設定された証書において、指名権を単独で行使できると規定されている場合
- (b) 指名権者が成年かつ能力者である期間内は何時でも、他人の同意なくして、又は他の条件の成就によらずに（ただし、指名権行使の方法のみに関する形式的な条件を除く）、指名権を行使して、自らに対して即時に指名対象権利のすべてを移転することができる場合
- (3) 次項は、遺言によって指名権が行使できる場合に適用される（遺言以

外の方法によっても行使可能な場合を含む)。

- (4) 指名権は、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、永久拘束禁止則との関係において、特別指名権とされる。
  - (a) 指名権が設定された証書において、指名権を単独で行使できると規定されている場合
  - (b) 指名権者が、指名権を行使して、指名権に係る不動産権その他の権利のすべてを、自らの代理人に移転することができる場合
- (5) 次項は、指名権が遺言又は他の方法で行使できる場合に適用される。
- (6) 永久拘束禁止則との関係において、ある指名権が本条2項又は4項のいずれかにもとづいて特別指名権とされる場合、永久拘束禁止則との関係では、特別指名権とする。

## 12条 本法施行日以前に発効した証書：拘束許容期間の確定が困難な場合

- (1) 次の要件のいずれにも該当する場合、次項が適用される。
  - (a) 証書において、信託が設定された財産につき、証書が効力を生じた時に生存している者の生存期間にもとづいて拘束許容期間が定められていること
  - (b) 基準となる生存者が死亡し、そのため拘束許容期間が終了したか否かを、受託者が確認することが困難である又は合理的にみて実行不可能であること
  - (c) 受託者が、前号のことを信じている旨と、次項が当該証書に適用される旨を記した法定証書を作成したこと
- (2) 前項に該当する場合、次の各号が適用される。
  - (a) 拘束許容期間として100年間で証書に規定されていたとみなす（これ以外の期間を認めない）。

- (b) 永久拘束禁止則は、当該証書に適用可能な唯一の拘束許容期間が100年間であることを前提に、適用される。
  - (c) 6条から11条までの規定は、当該証書に関して（常に）適用されたものとみなす。
  - (d) 1964年永久拘束及び永久蓄積に関する法律（c.55）1条から12条までの規定は、当該証書に関しては、適用されない（適用されなかった）ものとみなす。
- (3) 本条のもとで作成された法定証書は、撤回することができない。

## 収益蓄積

### 13条 規制の廃止

次の条項は失効する。

- (a) 1925年財産法164条から166条まで（一定条件で収益の蓄積を制限するもの）
- (b) 1964年永久拘束及び永久蓄積に関する法律13条（1925年財産法164条の修正）

### 14条 公益信託における収益蓄積の規制

- (1) 本条は、公益目的で財産に信託を設定した証書に適用される。
- (2) 信託条項が裁判所又はイングランド及びウェールズのチャリティ委員会によって定められたときには、本条は適用されない。
- (3) 信託証書により、受託者が収益を蓄積する義務を負う場合、または収益を蓄積する権限を有する場合において、本条に定める他、その義務又は権限が、制定法上の収益蓄積許容期間を超えて存続すると規定されているとき、その規定は、制定法上の収益蓄積許容期間が終了した時に効力を失う。ただし、本条5項が適用される場合は、この限りで

はない。

- (4) 収益蓄積許容期間は、収益を蓄積しなければならない日から、又は収益の蓄積が可能となった日から（場合によって異なる）、21年間とする。
- (5) 信託証書において、次の各号のいずれかの時に収益蓄積義務又は権限が効力を失うと規定されている場合には、その規定にしたがい、収益蓄積義務又は権限は効力を失う。
- (a) 委託者が死亡した時
- (b) 複数の委託者のうち特定の者又は死亡の順序によって定まる者が死亡した時
- (6) 本条により収益蓄積の義務又は権限が効力を失った場合、当該義務又は権限の対象となる収益は、本条に定める他、次の各号のいずれかの者に対して支払われる。
- (a) 収益蓄積の義務又は権限がなかったならば取得したであろう者
- (b) 収益蓄積の義務又は権限がなかったならば充当されたであろう目的
- (7) 本条は、収益蓄積の義務又は権限が、以前に蓄積された収益の投資によって得た収益に及ぶときにも適用される。

15条～24条 省略

<資料2>

**Perpetuities and Accumulations Act 2009 (c.18)**<sup>(91)</sup>

論

Application of rule against perpetuities

**1 Application of the rule**

説

- (1) The rule against perpetuities applies (and applies only) as provided by this section.
- (2) If an instrument limits property in trust so as to create successive estates or interests the rule applies to each of the estates or interests.
- (3) If an instrument limits property in trust so as to create an estate or interest which is subject to a condition precedent and which is not one of successive estates or interests, the rule applies to the estate or interest.
- (4) If an instrument limits property in trust so as to create an estate or interest subject to a condition subsequent the rule applies to—
  - (a) any right of re-entry exercisable if the condition is broken, or
  - (b) any equivalent right exercisable in the case of property other than land if the condition is broken.
- (5) If an instrument which is a will limits personal property so as to create successive interests under the doctrine of executory bequests, the rule applies to each of the interests.
- (6) If an instrument creates a power of appointment the rule applies to the power.
- (7) For the purposes of subsection (2) an estate or interest includes an estate or interest-

---

(91) 紙幅の都合上、翻訳対象部分のみ掲載した。

- (a) which arises under a right of reverter on the determination of a determinable fee simple, or
- (b) which arises under a resulting trust on the determination of a determinable interest.
- (8) This section has effect subject to the exceptions made by section 2 and to any exceptions made under section 3.
- (9) In section 4(3) of the Law of Property Act 1925 (c. 20) (rights of entry affecting a legal estate) omit the words from “but” to the end.

## 2 Exceptions to rule’s application

- (1) This section contains exceptions to the application of the rule against perpetuities.
- (2) The rule does not apply to an estate or interest created so as to vest in a charity on the occurrence of an event if immediately before the occurrence an estate or interest in the property concerned is vested in another charity.
- (3) The rule does not apply to a right exercisable by a charity on the occurrence of an event if immediately before the occurrence an estate or interest in the property concerned is vested in another charity.
- (4) The rule does not apply to an interest or right arising under a relevant pension scheme.
- (5) The exception in subsection (4) does not apply if the interest or right arises under—
  - (a) an instrument nominating benefits under the scheme, or
  - (b) an instrument made in the exercise of a power of advancement arising under the scheme.



### 3 Power to specify exceptions (text omitted)

### 4 Abolition of existing exceptions (text omitted)

#### Perpetuity period

### 5 Perpetuity period

- (1) The perpetuity period is 125 years (and no other period).
- (2) Subsection (1) applies whether or not the instrument referred to in section 1(2) to (6) specifies a perpetuity period; and a specification of a perpetuity period in that instrument is ineffective.

#### Perpetuities: miscellaneous

### 6 Start of perpetuity period

- (1) The perpetuity period starts when the instrument referred to in section 1(2) to (6) takes effect; but this is subject to subsections (2) and (3).
- (2) If section 1(2), (3) or (4) applies and the instrument is made in the exercise of a special power of appointment the perpetuity period starts when the instrument creating the power takes effect; but this is subject to subsection (3).
- (3) If section 1(2), (3) or (4) applies and—
  - (a) the instrument nominates benefits under a relevant pension scheme,  
or
  - (b) the instrument is made in the exercise of a power of advancement arising under a relevant pension scheme, the perpetuity period starts when the member concerned became a member of the scheme.

- (4) The member concerned is the member in respect of whose interest in the scheme the instrument is made.

## 7 Wait and see rule

- (1) Subsection (2) applies if (apart from this section and section 8) an estate or interest would be void on the ground that it might not become vested until too remote a time.

- (2) In such a case—

- (a) until such time (if any) as it becomes established that the vesting must occur (if at all) after the end of the perpetuity period the estate or interest must be treated as if it were not subject to the rule against perpetuities, and
- (b) if it becomes so established, that does not affect the validity of anything previously done (whether by way of advancement, application of intermediate income or otherwise) in relation to the estate or interest.

- (3) Subsection (4) applies if (apart from this section) any of the following would be void on the ground that it might be exercised at too remote a time—

- (a) a right of re-entry exercisable if a condition subsequent is broken;
- (b) an equivalent right exercisable in the case of property other than land if a condition subsequent is broken;
- (c) a special power of appointment.

- (4) In such a case—

- (a) the right or power must be treated as regards any exercise of it within the perpetuity period as if it were not subject to the rule against

- perpetuities, and
- (b) the right or power must be treated as void for remoteness only if and so far as it is not fully exercised within the perpetuity period.
- (5) Subsection (6) applies if (apart from this section) a general power of appointment would be void on the ground that it might not become exercisable until too remote a time.
- (6) Until such time (if any) as it becomes established that the power will not be exercisable within the perpetuity period, it must be treated as if it were not subject to the rule against perpetuities.

## 8 Exclusion of class members to avoid remoteness

- (1) This section applies if—
- (a) it is apparent at the time an instrument takes effect or becomes apparent at a later time that (apart from this section) the inclusion of certain persons as members of a class would cause an estate or interest to be treated as void for remoteness, and
  - (b) those persons are potential members of the class or unborn persons who at birth would become members or potential members of the class.
- (2) From the time it is or becomes so apparent those persons must be treated for all the purposes of the instrument as excluded from the class unless their exclusion would exhaust the class.
- (3) If this section applies in relation to an estate or interest to which section 7 applies, this section does not affect the validity of anything previously done (whether by way of advancement, application of intermediate income or otherwise) in relation to the estate or interest.

(4) For the purposes of this section—

- (a) a person is a member of a class if in that person's case all the conditions identifying a member of the class are satisfied, and
- (b) a person is a potential member of a class if in that person's case some only of those conditions are satisfied but there is a possibility that the remainder will in time be satisfied.

### **9 Saving and acceleration of expectant interests**

- (1) An estate or interest is not void for remoteness by reason only that it is ulterior to and dependent on an estate or interest which is so void.
- (2) The vesting of an estate or interest is not prevented from being accelerated on the failure of a prior estate or interest by reason only that the failure arises because of remoteness.

### **10 Determinable interests becoming absolute**

- (1) If an estate arising under a right of reverter on the determination of a determinable fee simple is void for remoteness the determinable fee simple becomes absolute.
- (2) If an interest arising under a resulting trust on the determination of a determinable interest is void for remoteness the determinable interest becomes absolute.

### **11 Powers of appointment**

- (1) Subsection (2) applies to a power of appointment exercisable otherwise than by will (whether or not it is also exercisable by will).
- (2) For the purposes of the rule against perpetuities the power is a special

power unless-

- (a) the instrument creating it expresses it to be exercisable by one person only, and
  - (b) at all times during its currency when that person is of full age and capacity it could be exercised by that person so as immediately to transfer to that person the whole of the interest governed by the power without the consent of any other person or compliance with any other condition (ignoring a formal condition relating only to the mode of exercise of the power).
- (3) Subsection (4) applies to a power of appointment exercisable by will (whether or not it is also exercisable otherwise than by will).
- (4) For the purposes of the rule against perpetuities the power is a special power unless-
- (a) the instrument creating it expresses it to be exercisable by one person only, and
  - (b) that person could exercise it so as to transfer to that person's personal representatives the whole of the estate or interest to which it relates.
- (5) Subsection (6) applies to a power of appointment exercisable by will or otherwise.
- (6) If for the purposes of the rule against perpetuities the power would be a special power under one but not both of subsections (2) and (4), for the purposes of the rule it is a special power.

## **12 Pre-commencement instruments: period difficult to ascertain**

- (1) If—
  - (a) an instrument specifies for the purposes of property limited in trust a

- perpetuity period by reference to the lives of persons in being when the instrument takes effect,
- (b) the trustees believe that it is difficult or not reasonably practicable for them to ascertain whether the lives have ended and therefore whether the perpetuity period has ended, and
  - (c) they execute a deed stating that they so believe and that subsection (2) is to apply to the instrument, that subsection applies to the instrument.
- (2) If this subsection applies to an instrument —
- (a) the instrument has effect as if it specified a perpetuity period of 100 years (and no other period);
  - (b) the rule against perpetuities has effect as if the only perpetuity period applicable to the instrument were 100 years;
  - (c) sections 6 to 11 of this Act are to be treated as if they applied (and always applied) in relation to the instrument;
  - (d) sections 1 to 12 of the Perpetuities and Accumulations Act 1964 (c. 55) are to be treated as if they did not apply (and never applied) in relation to the instrument.
- (3) A deed executed under this section cannot be revoked.

#### Accumulations

### 13 Abolition of restrictions

These provisions cease to have effect —

- (a) sections 164 to 166 of the Law of Property Act 1925 (c. 20) (which impose restrictions on accumulating income, subject to qualifications);

- (b) section 13 of the Perpetuities and Accumulations Act 1964 (which amends section 164 of the 1925 Act).

#### **14 Restriction on accumulation for charitable trusts**

- (1) This section applies to an instrument to the extent that it provides for property to be held on trust for charitable purposes.
- (2) But it does not apply where the provision is made by a court or the Charity Commission for England and Wales.
- (3) If the instrument imposes or confers on the trustees a duty or power to accumulate income, and apart from this section the duty or power would last beyond the end of the statutory period, it ceases to have effect at the end of that period unless subsection (5) applies.
- (4) The statutory period is a period of 21 years starting with the first day when the income must or may be accumulated (as the case may be).
- (5) This subsection applies if the instrument provides for the duty or power to cease to have effect—
  - (a) on the death of the settlor, or
  - (b) on the death of one of the settlors, determined by name or by the order of their deaths.
- (6) If a duty or power ceases to have effect under this section the income to which the duty or power would have applied apart from this section must—
  - (a) go to the person who would have been entitled to it if there had been no duty or power to accumulate, or
  - (b) be applied for the purposes for which it would have had to be applied if there had been no such duty or power.

- (7) This section applies whether or not the duty or power to accumulate extends to income produced by the investment of income previously accumulated.



# An Examination of the Key Features of the English Perpetuities and Accumulations Act of 2009

Hitoshi KIMURA

A rule against perpetuities has existed under the common law in England since the end of the 17th century. It is that a future interest in real or personal property is void unless at the outset it is absolutely certain to vest in interest, within 21 years after the death of the last surviving causally relevant life in being at the time of its creation.

The Perpetuities and Accumulations Act of 1964 (the 1964 Act) introduced the principle of “wait and see” to the rule against perpetuities, and the newest Perpetuities and Accumulations Act (the 2009 Act), which was enacted in 2009 and came into force on 6 April, 2010, gave effect to the recommendations set out in the Law Commission’s 1998 Report.

The following are the main features of the 2009 Act: the abolition of the rule against perpetuities in most non-trust contexts; the introduction of 125 years and the exclusion of all other lengths of time as a perpetuity period; and the abolition of the statutory rules restricting accumulations.

The main purpose of this article is to consider the evolution of the perpetuities and excessive accumulations laws, and the main effects of the 2009 Act. Firstly, the study clarifies the problem of the perpetuity period as established under the common law and the 1964 Act, and analyzes the significance of the alterations made by the 2009 Act. In particular, the 2009 Act is analyzed for the replacement of 125 years as the permitted perpetuity period. Next, the study discusses two important issues regarding the rule: class gifts and powers of appointment although the provisions of the 2009 Act concerning class gifts and powers of appointment are essentially the same as those in the 1964 Act. Finally, the article explains the development of the rule against excessive accumulations and the reasons for repealing it by the 2009 Act.

It is fair to say that as a whole, the 2009 Act accomplished its intended aims: restricting the rules against perpetuities and excessive accumulations to those cases in which they perform an essential role and simplify the law to make it easier to understand and apply. By accomplishing these goals, it relieves a trust draftsman from the threat of failing to adhere to a complex set of rules of perpetuities and accumulations which have arguably become outdated. However, it is arguable whether the dead hand rationale no longer sustains the rule against perpetuities in modern society and therefore the rule should be entirely abolished.